

第28回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成23年1月19日（水）午後2時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

比留間総務局長、岸本総務局行政部長、土渕総務局行政改革推進部長、松浦知事本局自治制度改革推進担当部長、堤総務局区市町村制度担当部長、梅村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第27回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 事務配分の検討について

◇具体的な事務配分について、検討を行った。

＜都側から資料1「検討対象事務総括表」（平成23年1月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明＞

○都側

今回は、F分野及びG分野のうち8項目11事務について検討する。

なお、今回検討する事務のうち、1番のF-1「中小企業対策に関する事務」（当初の事務名は、「中小企業対策に関する事務（制度融資、東京国際フォーラム・国際展示場の運営など）」）、2番のF-3「農業の振興に関する事務」（当初の事務名は、「農林水産対策に関する事務（魅力ある都市農業育成対策など）」及び5番のF-8「勤労者福祉対策に関する事務」（当初の事務名は、「勤労者福祉対策に関する事務（勤労者福祉支援、中小企業従業員貸付金など）」）については、事務内容の実態に合わせ、より分かりやすく名称を変更した。

それでは、検討対象事務の内容と併せて都の考え方について説明する。

1番のF-1「中小企業対策に関する事務」のうち、1の「創業・起業支援、経営支援など」は、東京の産業活力を向上させるため、都内の中小企業に対して創業・起業支援、経営支援、技術支援を行うものである。

都内経済の活性化のためには、都内企業の99%を占める中小企業の安定的な成長と発展が不可欠であり、東京の強みを生かして技術と経営の革新を促進するとともに国際競争力を高めることが必要である。このため、都は、中長期的視点から成長性や経済波及効果の高い産業分野への戦略的支援や、ポテンシャルの高い起業者や企業を都内から幅広く公募し、全国・海外展開を視野に入れて行う支援など、広域的な視点から実施することでより高い効果が期待できる事業を行っている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

1番のF-1「中小企業対策に関する事務」のうち、2の「金融支援」は、信用力が低く金融機関から融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、

東京都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調することによって制度融資を実施するほか、保証協会への補助、信用保証料の一部負担を行うものである。

資金調達は企業活動の根幹であり、運転資金、設備資金、製品開発、規模拡大など様々な資金需要に応じた円滑な資金調達が必要であることから、東京の産業界全体の底上げを図るために、産業の基盤を支える中小企業に対して、総合的・継続的な支援を行う必要がある。このような観点から、都は、都内中小企業の金融の多様化及び円滑化を図るため、中小企業が都内のどこに事業所を有していても同一の条件で比較的大口な資金の融資を受けることができる制度融資を実施しているところである。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

1番のF-1「中小企業対策に関する事務」のうち、4の「商店街振興に関する事務」は、地域経済を支える商店街の活性化を図るため、フォーラムの開催や専門家の派遣などを行う「進め！若手商人育成事業」、区市町村の商店街振興事業を支援する「新・元気を出せ！商店街事業」を行うものである。

商店街は、地域商業の核として都民・区民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、地域住民の生活やコミュニティーの核としても重要な役割を果たしている。このため、商店街振興のための様々な取り組みが都内全域において活発に展開されるよう、都は、各区市町村が行う商店街振興プランの策定を支援するとともに、プランに基づいて各区市町村が取り組む商店街振興事業への補助や、次代の商店街を担う人づくりへの多面的な支援を行うことにより、東京全体の地域商業の活性化を図っていく必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

2番のF-3「農業の振興に関する事務」は、都市農業の経営力の強化のため、高い経営意欲を持った農業者に対して、施設整備に係る補助等を通じて経営改善の取り組みを支援する「都市農業経営パワーアップ事業」を実施するものである。

東京の都市農業は、大消費地の中にあるメリットを最大限に生かして、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を届けており、また、生産の基盤である農地については、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所を提供するなど多面的な機能を有している。このような東京の都市農業をさらに発展させるためには、その担い手である農業者の経営力・収益力の強化が不可欠である。このため、都は、東京全体の農業の発展や農地の保全に寄与する取り組みが広く展開されるよう、農業協同組合、農業法人等が行う農業経営を向上させるための施設整備への補助や経営コンサルタント等の派遣による専門性の高い経営指導など、広域的な立場から支援を行っていく必要があると考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

3番のF-5「若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務（シルバー人材センター補助など）」は、若年者や高齢者の就業を支援するため、若者の職業的自立を支援する企業等を登録・組織化する若者ジョブサポーター制度、アクティブシニア就業支援センターやシルバー人材センターを支援している区市町村への補助などを行うものである。

東京の失業率は高い水準で推移しており、不安定な就業状態にある若年者が増加している。一方、団塊の世代が定年退職期を迎える中にあって、経済的理由や生きがい、社会参加を理由に就業を希望する高齢者も多く見られる。就業対策は、国、都、区市町村がそれぞれの立場から連携して取り組むべき課題であり、多様なニーズに的確に対応していくことが求められている。特に身近な地域での就業を希望する傾向にある高齢者の就業支援については、効果的な対策が都内全域において確實に実施されるよう、都は、シルバー人材センターに係る区市町村への補助を通じて、地域の実情に応じた区市町村の取り組みを後押ししていく必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

4番のF-7「労働知識の普及・啓発に関する事務（労働教育、資料・情報の提供など）」は、労働法や労働問題に関する知識の普及啓発を図るため、労働者、使

用者や都民向けのセミナーの開催、労使団体等が行う研修への講師派遣や労使団体等が行う労働教育活動に対する補助などを行うものである。

労使団体等に対して、労働法や労働問題に関する正しい知識を付与してトラブルの未然防止を図ることは、中小企業や労使団体が集中し、雇用者の数も全国一である都において極めて重要なことである。このため、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定レベルの労働関係知識の普及を確保するための取り組みを行う必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

5番のF-8「勤労者福祉対策に関する事務」の2の「中小企業従業員融資、家内労働対策」は、中小企業の従業員等を対象に、生活資金や妊娠、子育て、介護休業期間中に要する資金等について、中央労働金庫等を通じて融資する等の支援を行うものである。

我が国の経済が停滞する中で、勤労者を取り巻く環境は厳しさを増しており、都内企業の99%を占める中小企業の従業員等の生活の安定を確保することは全都的な課題であると考えている。このため、都では中小企業等で働く都民の誰もが利用しやすい融資制度の運用などを通じて、その生活の安定を図っていく必要があり、引き続き都が担うべきと評価している。

6番のG-1「中高一貫教育校に関する事務」は、中高一貫教育校の設置、運営を行うものである。

中高一貫教育校は、学校教育法の改正を受けて、中等教育の一層の多様化を推進するため、都がその施策判断により、平成17年から都立高校を母体に順次設置しているものであり、現在までに区部、多摩合せて10校が開校している。中等教育の複線化を図り、多様な教育を選択できる環境を都内全域に広げていくため、引き続き都が中高一貫教育校の設置運営を図っていく必要があると考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

7番のG-4「高等学校の整備・運営などに関する事務」は、高等学校の設置、運営を行うものである。

都内における公立中学校卒業者の高等学校進学率は96%を超え、このうち62%が都立高等学校へ進学している。ほとんどの生徒が高等学校教育を受けることを志向する時代にあって、都立高校はその受け皿として大きな役割を果たしている。都は、高等学校教育の需要が高まる中で、家庭環境の如何を問わず誰もが高等学校教育を受けられる環境を都内全域で確保するために、都立の高等学校を整備・運営しており、現に都民の都立高等学校への期待も大きいことから、都の責務として引き続き高等学校運営に携わっていく必要があると考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

8番のG-5「学校教育指導に関する事務（スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など）」のうち、1の「学校教育に関する事務」は、都立学校に英語等の外国人講師を配置して語学教育の充実を図る事業や、児童・生徒の学力向上を図るために全都的な学力調査、教育相談センターの管理運営、スクールカウンセラーの配置などの事業を行うものである。

都内のすべての公立学校の教育の充実、教育水準の維持向上を図るため、都は、広域的な立場から学校教育の充実に資する各種取り組みや区市町村支援を行っているものである。例えば児童・生徒の学力向上の取り組みについては、都内のすべての公立小中学生の確かな学力を育てるため、全都的な独自の学力調査や都内一律の学習指導基準（東京ミニマム）を作成して、区市町村の学校現場における学習指導に役立てようとするものであり、引き続き都が広域的立場で担っていく必要がある。また、スクールカウンセラー事業については、不登校やいじめなどにより心理的なケアが必要な児童・生徒や保護者への相談対応を行うスクールカウンセラーを公立学校に配置するもので、都内のすべての公立学校において子どもの心と体の健やかな成長を促す一定水準の環境を確保していくためにも引き続き都が実施していく必要があると考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価して

いる。

8番のG－5「学校教育指導に関する事務（スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など）」のうち、2の「人材育成に関する事務」は、高等学校等及び首都大学東京との連携を通じて、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材の育成を図る東京未来塾の運営、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携し、高い志を持った教員を学生の段階から養成する東京教師養成塾の運営を行うものである。

社会状況等の変化を背景にして学校教育における課題は一層複雑化しており、また、学校現場においては、今までの経験や方法では対応し切れない状況が発生している。一方、大量退職、大量採用の時代にあって、教員も若手のうちから組織の重要な役割を担わなければならない状況にあり、学校教育の円滑な運営、充実のためには早期の段階から教員人材を育成確保していくことが肝要である。特に、義務教育の入り口である小学校の教育如何は、その後の児童の成長に大きく影響を与えることから、教員人材の育成は重要な課題となっており、この課題に対処し、都内全域の小学校教育の充実につなげていくためには、都が都内外の教育資源を最大限に活用して効果的な取り組みを行っていく必要がある。東京教師養成塾については、以上のような趣旨で都が開設し、都内や近県の小学校教員養成課程を有する大学から広く学生を集め、一定規模で、一体的な育成を行っているものであり、都内全域で小学校初任者教員のレベルを向上させるため、引き続き都が運営していく必要があると考えている。また、東京未来塾については、都内全域の高等学校、中等教育学校後期課程等の生徒を対象に、都が広く塾生を集め、首都大学東京の強力なバックアップを得て、その高度な教育資源・ノウハウを活用して一体的に運営していくことがより効果的だと考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

＜区側から資料1「検討対象事務総括表（平成23年1月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明＞

○区側

検討対象事務が多岐にわたっているので、幾つかのグループに分けて要点を説明する。個々の事務に対する考え方については、検討対象事務評価シートをご覧いただきたい。

1番のF－1「中小企業対策に関する事務」のうち、1の「創業・起業支援、経営支援など」及び4の「商店街振興に関する事務」、3番のF－5「若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務（シルバー人材センター補助など）」については、区の事業に対する都の補助が含まれている事務であり、これらの補助事業については、区の自主事業に振り替えて、地域の実情に応じて対応するよう分担関係を見直す必要があるという考え方である。一方、それ以外の事務については、区の取り組みに対する補完やスケールメリットを生かして、広く都全域にわたる支援策を講じるものなどであり、引き続き都が担うべきであるという考え方で評価している。

2番のF－3「農業の振興に関する事務」、8番のG－5「学校教育指導に関する事務（スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など）」の1の「学校教育に関する事務」及び2の「人材育成に関する事務」については、区の役割を拡大する方向で検討すべきという考え方である。

「農業の振興に関する事務」については、経営状況を身近で把握できる区が担う方向で検討すべきであるという考え方、また、「学校教育に関する事務」及び「人材育成に関する事務」については、「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」の評価に合わせて、区立学校に係るものは区が担う方向、都立の高校等に係るものは引き続き都が担う方向、その他、区への取り組みの補完や都全域での対応を要する事務については、引き続き都が担う方向で検討すべきという考え方で、それぞれ都区の分担の見直しを図るべき事務と評価している。

1番のF－1「中小企業対策に関する事務」のうち、2の「金融支援」、4番のF－7「労働知識の普及・啓発に関する事務（労働教育、資料・情報の提供など）」及び5番のF－8「勤労者福祉対策に関する事務」の2の「中小企業従業員融資、家内労働対策」については、区においても関連する事務はあるが、現在都が担っている事務は、都道府県単位で運営されている団体を通じた支援、区の取り組みを補完しながら都区双方で実施することで効果を発揮するもの、あるいは広域的な労働行政の一環として普及啓発や労働環境を確保するものなどであり、引き続き都が担う方向で検討すべきとの考え方で評価している。

6番のG－1「中高一貫教育校に関する事務」及び7番のG－4「高等学校の整備・運営などに関する事務」については、各区の区域を超える広域的な通学を前提とした学校であること、また、様々な特色を持った学校が都全域の学区あるいは地域のバランスを考慮して再編・配置されてきたことを踏まえ、引き続き都による広域的対応が必要であるという考え方で評価している。

＜資料1、資料2をもとに検討＞

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

中小企業対策の「創業・起業、経営支援など」について、区側は「都区」という評価で、都区の分担を見直したらどうかと提案している。例えば一つの区の中に、都のインキュベーション施設と区のインキュベーション施設があって、使用料や利用時間などが別々で、うまく連携が図られていない例があると聞いていている。そういうことから考えると、都がやるよりも、区の役割としてやったほうがよいのではないか。所管局に実態を聞いて、ぜひ区に任せてもらえるよう検討してもらいたい。

また、「新・元気を出せ！商店街事業」であるが、区内の商店街がそれぞれ都に申請して、一定の審査を経て補助金が交付されるというのが実態である。このような事務手続であるなら、商店街のある区に任せてもらって、それぞれの商店街の活性化として取り組むものについて補助を行ったほうがよいのではないか。

○都側

実態は区がよく分かっているので、そういう話だと思うが、区側とは違う視点で事業を実施している。都が任意共管事務として実施している分野は、非常に課題が大きく、国も含めてそれぞれの立場から施策を行わなければいけないという考え方の大前提にある。先ほどの創業支援施設の使用料や利用時間などの問題については、所管云々にかかわらず、利用者に不便をかけないような運営をしていくことが必要だと思っている。都としても、未来永劫やるという考え方ではなく、課題が変容することもあるだろうし、また、区独自の取り組みによって施策効果が発揮できるような状況になれば、都がやる必要はないだろうと思っている。区側の意見の趣旨を受け止め、個別のことについては所管局によく伝えたいと思う。

○区側

「商店街振興に関する事務」についてだが、都は、商店街の数や小規模商店の数などに準拠しながら、区間のバランスを考慮して補助事業を実施していると思うが、このような事業は、財調の標準算定に馴染むのではないかと考えている。繰り返しになるが、このような仕事は、住民に身近な区に担わせてもらえるとありがたい。

○都側

「学校教育に関する事務」については、教職員の人事権の問題と併せて検討してもらうことが大事だと思っている。とりわけスクールカウンセラーについては、各区が都からの配置に加えて上乗せをしたり、いろいろな形できめ細かく対応しているが、実際は、学校現場、あるいは教育の領域だけで解決できない複雑な背景があって、福祉領域との連携、場合によっては警察に協力を求めるといった事態に拡大するケースもある。そういう意味では、事情をよく知っている区がやったほうが、

個々具体的なケースに対してきめ細かく対応できるのではないかと思っている。ぜひ教職員の人事権と併せて区に任せてもらいたい。

○都側

「商店街振興に関する事務」についての話は、意見として承るということになってしまふが、都としても、円滑に事務手続が進められるように努力しているので、この点だけは理解してもらいたい。

また、「スクールカウンセラーの配置」については、中学校を中心に全校配置しており、任意共管事務として都が任意で配置している事業の必要性はあると思っている。教職員の人事権との関係については、少し整理したいと思っているが、現時点では、スクールカウンセラーや教師の養成については、都で担いたいと考えている。

○区側

「シルバー人材センター事業の推進」については、区で担うのが適切ではないかと考えている。シルバー人材センターには、就業機会を得ることを目的にしている方と、主な生計の道があつて社会貢献や交流を目的にしている方がいる。フルタイムではなく、余裕のある時間に経験や技能などを生かすような形で働く方がいる中で、会員相互の親睦的な事業も活発に行われている。このように、地域の中で、主体的に生きがいづくりや健康づくりなどにかかわる高齢者がどんどんてきてもらいたいし、特に、これから団塊の世代が高齢期に入ることを考えると、行政、あるいは地域として期待もしている。これらのこと総合的に考えると、この種の仕事は、住民に身近な区のほうが、広い視野を持って効果的に対応することができると思っているので、そうした視点も含めて今後検討してもらいたい。

○都側

都の補助の視点というのは、高齢者の就業の確保にあるが、区側の意見にあった視点も踏まえて、所管局と調整したいと思っている。

○都側

基本的に、住民に身近な仕事は基礎的自治体がやっていくべきだというのは全くその通りだと思っている。広域的な観点や効率性の議論の中で、そろそろ区に任せたほうがよい仕事なのか、それともまだ都が広域的な観点からやらなければならぬ仕事なのか、その考え方を整理することだと思っている。基本的に、住民に身近な仕事は基礎的自治体でやるということを前提にしながら、例えば中小企業対策、子どもの健全育成、学校教育の問題、さらには中小企業の金融支援や雇用の問題などは、非常に大きな、重たいテーマなので、都として、これは住民に身近な仕事だからという形できれいに整理できるかどうか、そこの議論だと思っている。

先ほど区内に都と区のインキュベーション施設がそれぞれあって、使用料や利用時間が別々になっているという話があったが、当然こうした問題は調整を図っていかなければいけないと思っている。これまで都区のあり方検討の場で議論を重ねてきたし、これからも議論を続けていくことが重要だと考えている。そういう中で、そろそろ区に任せたほうがいいのではないかという仕事も出てきてしかるべきだと思っているので、腹蔵なく、忌憚のない意見をぶつけながら、議論を続けていければよいと思っている。

○区側

この場で、「都」あるいは「区」ときっちり決めることはとてもできないので、最終的には「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」と整理することになると思うが、都側の言うとおり、事務によっては、都区の役割を引き続き見直していくというお互いの姿勢がないと、都区のあり方検討の議論は空論に終ってしまうので、これからも議論を続けていきたいと思っている。

○区側

今日検討している事務の中で、唯一「区」としているのが「農業の振興に関する事務」である。農地や農業委員会のある区は少なく、また、検討対象となっている「都市農業経営パワーアップ事業」の実施区はさらに少ないので、「区」と評価し

たことを意外に思うかもしれないが、区側としては、経営状況を身近で把握できる区が担うほうがよいと考えている。該当する区は、緑や環境面などとの深いかかわりも含めて、都市農業に期待をし、力を入れているということを補足しておきたい。

○区側

今申し上げたとおり、「農業の振興に関する事務」は、唯一「区」と評価しているので、ぜひ引き続き検討してもらいたい。

○都側

区側の意見は承った。都市農業経営パワーアップ事業は新しい事業で、そういう意味では、都市農業の重要性やこれに対する支援の必要性などについて強く認識しているからこそ、都が新規事業として実施しているので、ぜひこの点は理解してもらいたい。

○都側

もともと任意共管事務は、都がやるので、区は手を出すなどか、その逆というのも、事務の性格上あるわけではない。都が事業を始めた当初は、区市町村があまり手を付けていないような分野で、まず都がパイロット的に始めたものもあると思うが、時代とともに区市町村がやるようになってきて、そろそろ都には手を引いてもらいたいといった話が出てくるのではないかと思っている。

ただし、検討対象となっている事務の中には、都として、広域自治体の立場として、とても重要な施策も数多くあるので、にわかに都が手を引くというのは議論のあるところだと思っている。それから、広域自治体としては、市町村も含めて都全域を考慮しなければいけない部分もあるので、都の振る舞い方としてどうするかはよく考えなければならないと思っている。

一方で、役割分担の議論からは外れるが、現場を持っている区として、都の施策について、こういうやり方をしたほうがよりきめ細かな支援につながるとか、区ではこういうことをやっているので、もっと連携をとるためにこういうふうにしてもらいたいといった提案があれば、今の仕組みの中でやっていくことは当然のこととして、この場の議論とは別に、都としても各局足並みそろえて一緒になって考えていかなければならないと思っている。

○座長

他に意見がなければ、事務配分について整理したい。

都と区の評価が一致しなかった1番の1、1番の4、2番、3番、8番の事務については、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理する。

それ以外の都と区の評価が「都」ということで一致した1番の2、4番、5番から7番の事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理したいがよろしいか。

[「異議なし」との発言あり]

◇「検討対象外・実質的な検討を省略すると整理した事務」、「法令に基づく事務の方向付けの再整理」、「検討対象事務の名称等の変更」、「事務配分の検討状況」について、事務局で整理した資料の説明の後、検討を行った。

<都側から資料3「任意共管事務『検討対象外の事務及び実質的な検討を省略する事務』一覧」、資料4「法令事務の検討で『引き続き検討』と区分した事務の再整理について（案）」、資料5「検討対象事務リスト 新旧対照表（項目名変更）」、資料6「都区の事務配分に関する検討状況」についての説明>

○都側

資料3「任意共管事務『検討対象外の事務及び実質的な検討を省略する事務』一覧」について説明する。

任意共管事務のうち、「東京オリンピックの招致に関する事務」など9項目について、事業が終了していることなどの理由により、「検討対象外の事務」として整

理した。事業内容、対象外とした理由等については、資料の1ページに記載のとおりである。

続いて、「都市外交の推進に関する事務」など42項目60事務について、事務の性質や関連する事務のこれまでの整理の経過等を踏まえ、「実質的な検討を省略する事務」として整理した。事業内容、都区双方の考え方等については、資料の2ページ以降に記載のとおりであるが、都と区の評価が一致しなかった「工業用水道事業に関する事務」など7事務については、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理し、それ以外の53事務については、都と区の評価が「都」ということで一致したため、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

次に、資料4「法令事務の検討で『引き続き検討』と区分した事務の再整理について（案）」である。

任意共管事務の検討を開始するにあたり、資料の5ページのとおり、「基本的方向」とりまとめの選択肢のうち、「移管の是非を引き続き検討する事務」を「都区の役割を見直す方向で検討する事務」と「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」に区分した。これに伴い、既に検討が終了していた法令に基づく事務のうち、「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理した94項目について、検討の方向付けの再整理を行った。再整理の考え方は、資料の1ページに記載のとおり、都の評価が「都区」で、区の評価が「都区」あるいは「区」と整理したものは、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」に区分し、都の評価が「都」で、区の評価が「都区」あるいは「区」と整理したものは、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」に区分している。この結果、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」が資料の別紙1のとおり30項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」が資料の別紙2のとおり64項目となった。

次に、資料5「検討対象事務リスト 新旧対照表（項目名変更）」について説明する。

これまでの検討の中で、事業内容の実態に合わせて名称等を変更した項目について、新旧対照の形で整理した。

次に、資料6「都区の事務配分に関する検討状況」について説明する。

本日の幹事会で、任意共管事務108項目の検討が終了するため、当初予定していた検討対象444項目の検討状況をとりまとめた。資料の1ページのとおり、「区に移管する方向で検討する事務」53項目、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」30項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」101項目、「都に残す方向で検討する事務」184項目、「検討対象外の事務」75項目となっている。なお、「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務」については、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理した。

◎座長

ご意見等があつたらお願ひしたい。

[「なし」との発言あり]

◎座長

それでは、「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務」については、説明のとおり「税財政制度のあり方」に係る課題として整理し、その他の事項についても、説明のとおり整理したいがよろしいか。

[「異議なし」との発言あり]

◎座長

以上の結果、都区の事務配分については、当初予定していた検討対象444項目

の方向付けがすべて終了した。

(4) その他

都側から都区のあり方検討に係る今後の進め方について説明があった。

○都側

事務配分についての方向性整理の作業は今日の幹事会で終了し、検討の節目に来た段階だと考えている。

今後の進め方について、もう少し時間をかけて検討したいと思っている。そのため、幹事会のとりまとめ及び1月24日に予定している検討委員会への報告については延期させていただきたいので、よろしくお願ひしたい。

◎座長

これまで幹事会では、検討委員会の下命に基づき事務配分の方向付けを行ってきたが、検討委員会からは、事務配分の方向付けと併せて具体化を行うための実務レベルの検討体制についても検討するよう下命されており、今日の幹事会で、検討対象444項目の方向付けがすべて終了したので、今後の検討体制について、幹事会としての考え方を整理し、検討委員会に報告する必要がある。

検討にもう少し時間がかかるということなので、都側からの申し出については了とするが、検討委員会への報告期日もあるので、期間を区切って検討してもらえるとありがたい。いずれにしても、早期に調整してもらい、改めて幹事会で協議したいと思う。

4月の統一地方選挙の関係で区議会の日程が前倒しになって、2月初めから始まる区もあると聞いている。こうした中で、都区のあり方検討の検討結果に係る質疑も想定され、都区でとりまとめた結果についても説明しなければならないので、これらのこととも考慮して、できるだけ早く府内調整してもらい、幹事会で協議したいと思っているので、格段の配慮をお願いしたい。

○都側

4年にわたり検討を行ってきた事務配分は、今日の幹事会で検討対象444項目の方向付けが終了したところであり、感謝申し上げたい。

都区の事務配分に関する検討については、今日が一つの節目になると思っている。今後検討していくなければならない積み残しの問題があるが、具体的にどのような新しいステージに入っていくのか。関連して、児童相談所の問題は、緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等を都区の間で調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているので、ぜひその方向でやっていきたいと思っている。都区のあり方検討委員会の問題は、事務配分の問題だけでなく、非常に重たいテーマなので、今後の進め方については少し時間をいただき、区側と緊密に相談しながら進めていきたいと考えている。

先ほど座長から、期間を区切って検討、調整してもらいたいとの話があったが、期限の問題も含めて、いつまでに都区の調整を終えて、次のステージに入っていくのかといったことも、緊密に相談しながら進めていければと思っている。

また、区議会で、都区のあり方検討に係る見解を述べなければならぬことについても、都として十分に認識したうえで相談したいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

◎座長

今日のところは都側の申し出を承った。

今後都区でよく調整をし、調整が整った段階で幹事会を開いて今年度の検討状況のとりまとめの整理を行い、検討委員会に報告することとしたい。

なお、次回の幹事会の日程などについては、事務局で調整のうえ決定することとする。

予定の時間になったので、今日は以上で閉会とする。